

## 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可に係る包括同意基準

川崎市建築審査会

昭和60年7月17日

### (趣旨)

**第1条** この基準は、川崎市建築審査会が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可（以下「日影の許可」という。）に係る同意を求められた場合、日影の許可に係る建築計画の日影の影響が軽易なものにあらかじめ同意を与えることにより、その手続きの簡素化を図るものである。

### (用語の定義)

**第2条** この基準において使用する用語は法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例及び、「建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく許可の基準（以下「許可基準」という。）」第2条に定めるところによる。

### (適用の範囲)

**第3条** この基準は、日影の許可に係る建築計画が許可基準に適合するほか、次の各号のいずれかに該当するものに適用する。

(1) 増築等に係る建築物（既存部分を除く。）の高さが法別表第四（は）欄に掲げる数値（二の項及び三の項にあっては、川崎市建築基準条例で指定するもの）以下のもの。

(2) 次のアからウに該当するもの。

ア 増築等に係る建築物（既存部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離が3メートル以上であること。

イ 建蔽率及び容積率は、それぞれ法の規定による限度に10分の9を乗じた数値以下であること。

ウ 次のいずれかに該当するもの。

(ア) 増築等に係る建築物（既存部分を除く。）が生じさせる日影の領域が敷地境界線からの水平距離が5メートル以内の範囲に収まること。

(イ) 複合日影について、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲における日影時間は、増築等に係る建築物によって増加しないこと。なお、増築等を行うことにより平均地盤面が従前より低い位置となる場合は、平均地盤面が従前の位置と変わらないものとみなして適用する。

(3) 増築等を行うことにより立面形状の変更がないもの。

**2** 法第86条又は第86条の2の規定に基づく認定を併用する場合は、当該認定の対象区域の境界線を前項の隣地境界線又は敷地境界線とみなして、同項の規定を適用する。

### (建築審査会の同意)

**第4条** この包括同意基準に基づく許可の同意については、既に建築審査会が同意したものとみなす。

(建築審査会への報告)

第5条 特定行政庁は、この基準により日影の許可をしたときは、許可の後初めて開催される建築審査会に、許可に係る建築計画の報告をしなければならない。

附 則

この基準は、昭和60年7月17日より施行する。

附 則

この基準は、昭和62年11月16日より施行する。

附 則

この基準は、平成15年7月24日より施行する。

附 則

この基準は、平成17年8月9日より施行する。

附 則

この基準は、平成19年10月29日より施行する。

附 則

この基準は、平成23年12月28日より施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日より施行する。